

松阪市自死対策推進計画
令和5年度改定版
(中間案)

誰も自死に追い込まれることのない

松阪市の実現をめざして

松阪市

目次

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の趣旨	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2

第2章 松阪市の自死の現状

1. 7つのポイント	4
2. 自死者数と自死死亡率の推移	6
3. 年代別自死者数の推移	6
4. 年代別・性別の自死死亡率と自死者数	7
5. 男女それぞれにおける有職者と無職者の割合とその内訳	8
6. 職業の有無から見た同居人の有無別、性別、年齢階級別の自死死亡割合	9
7. 原因・動機別の自死の状況	10
8. 支援が優先されるべき対象群	12

第3章 これまでの取組と評価

1. 全体目標	13
2. 各取組における評価	14
3. 進行管理	14

第4章 自死対策における取組

1. 基本方針	15
2. 施策の体系	17
3. 4つの基本施策	17
4. 2つの重点施策	32

参考資料

資料1 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

資料2 松阪市自殺対策計画策定委員会設置要綱

資料3 松阪市自殺対策計画策定委員名簿

松阪市自殺対策連絡会議関係課一覧

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景

自死は、その多くが追い込まれた末の死と言われています。自死の背景には、こころの問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られてきました。自死に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自死以外の選択肢が考えられない状態に陥り、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自死者数は、1998年(平成10年)以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような中、2006年(平成18年)10月に自殺対策基本法(平成18年法律第85号)が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自死が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自死対策が進められるようになり、自死者は年間2万人台に減少するなど、成果を上げてきました。

しかし、自死者は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに2020年(令和2年)には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自死の要因となりえる様々な問題が悪化したことにより、様々な対策が必要となっています。

自死対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません(自殺対策基本法第2条)。自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。また、2017年(平成29年)7月に閣議決定された自殺総合対策大綱が、2022年(令和4年)10月に見直され閣議決定されたことをふまえ、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自死に追い込まれることのない社会」の実現をめざしています。

2. 計画策定の趣旨

本市においても、自殺対策基本法に基づき、自死対策を総合的かつ効果的に推進するため、2010年(平成22年)3月に庁内の関係部署による「松阪市自殺対策連絡会議」(以下「自殺対策連絡会議」という。)を設置するなど、自死対策の取組を進めてきました。

2016年(平成28年)に改正された自殺対策基本法において、全ての市町村に「地域自殺対策推進計画」の策定が義務付けられることになったことから、本市のこれまでの取組を発展させる形で総合的に自殺対策を推進するため、「松阪市自殺対策推進計画」を策定しました。

このたび、計画期間が満了したことを受け、「松阪市自死対策推進計画」に改定し、より一層の充実を図ります。

※自殺対策連絡会議とは

職員課、地域安全対策課、人権・多様性社会課、健康福祉総務課、地域福祉課、障がい福祉課、保護課、高齢者支援課、介護保険課、健康づくり課、こども支援課、商工政策課、学校支援課、子ども支援研究センターの14課で構成する組織による会議。

3. 計画の位置づけ

本計画は、改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「ここに住んでよかった…みんな大好き松阪市」に即するとともに、「SDGs(持続可能な開発目標)」を踏まえ、本市関連計画(人権施策行動計画、健康づくり計画等)との整合性を図ります。また、自死予防分野の取組と補完し合うものです。

4. 計画の期間

計画の期間は、2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)までの5年間とします。

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改定されていることから、国の動きや自死の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、5年に一度を目安として内容の見直しを行います。

5. 「自死」という言葉の使用について

松阪市自殺対策推進計画の改定にあたり、「自殺」という言葉使いについて、医療関係者等、関係機関からなる「松阪市自殺対策計画策定委員会」で次のとおりまとめました。

「自殺」は広く社会に定着している言葉ですが、「殺」という文字が使われているため、大変辛い言葉であり、できるだけ使用しない方向で進めるべきという意見がありました。

「自死」は、そのような要素が薄く、遺族等の心情に寄り添った言葉として、多くの場面で使われています。このことから、松阪市の計画では、法律の名称等一部の例外を除き、「自殺」という言葉は遺族に配慮して「自死」と言い換えて使用しています。

なお、現在「自殺」という言葉を使用している組織名等についても、今後要綱改正のうえ「自死」という言葉に変更していく予定です。

SDGs(持続可能な開発目標)の達成を意識した取組

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年(平成27年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現をめざしています。

「松阪市自死対策推進計画」と特に関連するSDGsの目標は以下のとおりです。



ロゴ: 国連広報センター作成

	[目標1] 貧困		[目標9] インフラ、産業化、イノベーション
	[目標2] 飢餓		[目標10] 不平等
	[目標3] 保健		[目標11] 持続可能な都市
	[目標4] 教育		[目標16] 平和
	[目標5] ジェンダー		[目標17] 実施手段
	[目標8] 経済成長と雇用		

第2章 松阪市の自死の現状

1. 7つのポイント

松阪市における自死の実態を様々な観点から分析した結果、以下の7つのポイントがあることが分かりました。また、自殺総合対策推進センターの分析から、本市において特に支援が優先されるべき対象群が抽出されています。また、実効性のある自死対策を推進するためには、地域の自死の現状を正確に把握する必要があります。そのため本市では自殺総合対策推進センターが各自治体の自死の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用し、地域の自死の現状把握に努めました。

【7つのポイント】

- (1) 自死死亡率は、平成21年から令和3年まで依然として高い状況であり、本市において自死は深刻な問題です。(図1)
- (2) 自死者は、平成29年から令和3年までの152人中、男性が約7割で、自死死亡率は、全国や三重県より高くなっています。(図1)
- (3) 自死者数は40歳代以上において各年代における約7割が男性ですが、高齢になるにつれ女性の割合が高くなっています。(図2・3・4)
- (4) 自死者における有職者と無職者の比率は、男性が50対50、女性が33対67となっています。(図5)
- (5) 自死死亡割合は、男女とも職業の有無に関係なく同居者有が高くなっています。また、40～59歳有職者の男性、60歳以上無職者の男女について自死死亡割合が高くなっています。(図6)
- (6) 自死の原因・動機は「健康問題」が最も多く、次いで男性は「経済・生活問題」「家庭問題」、女性では「家庭問題」「男女問題」が多くなっています。(図7)
- (7) 平成29年～令和3年の5年間で、本市において自死者数が多い属性(性別×年代別×仕事の有無別×同居人の有無別)は、以下の3区分となっています。(表1)
 - I： 40～59歳の男性の有職者で、同居人がいる人(自死者全体の15.8%)
 - II： 60歳以上の男性の無職者で、同居人がいる人(自死者全体の13.2%)
 - III： 60歳以上の男性の無職者で、同居人がいない人(自死者全体の7.9%)

《参考》

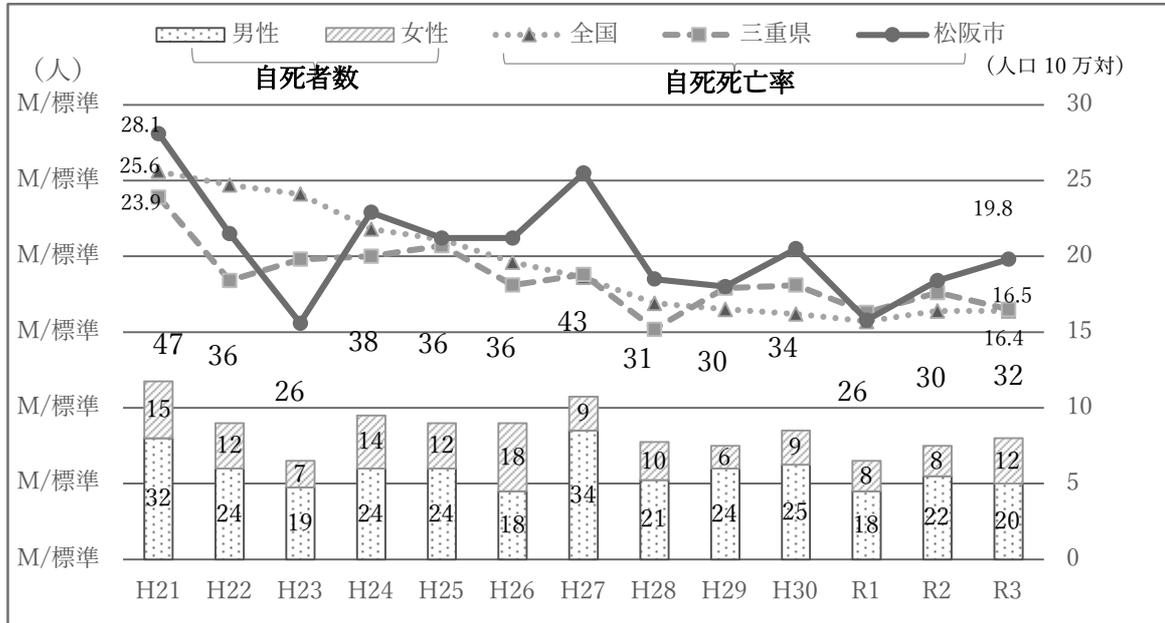
本計画においては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用していますが、両者には以下のような違いがあります。

- 1) 調査対象の差異：厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象としおり、警察庁の自殺統計は、総人口(日本における外国人も含む。)を対象としています。
- 2) 事務手続き上(訂正報告)の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。
- 3) 項目の差異：警察庁の自殺統計は、「職業別」「原因・動機別」といった項目がありますが、厚生労働省の人口動態統計にそれらの項目はありません。

2. 自死者数と自死死亡率の推移

本市の自死死亡率は、2009年(平成21年)から2021年(令和3年)まで依然として高い状況であり、本市において自死は深刻な問題です。また2021年(令和3年)における本市の自死者数(32人)は、三重県全体の自死者数(297人)の10.8%を占めています。

図1:自死者数と自死死亡率の推移(平成21年～令和3年)

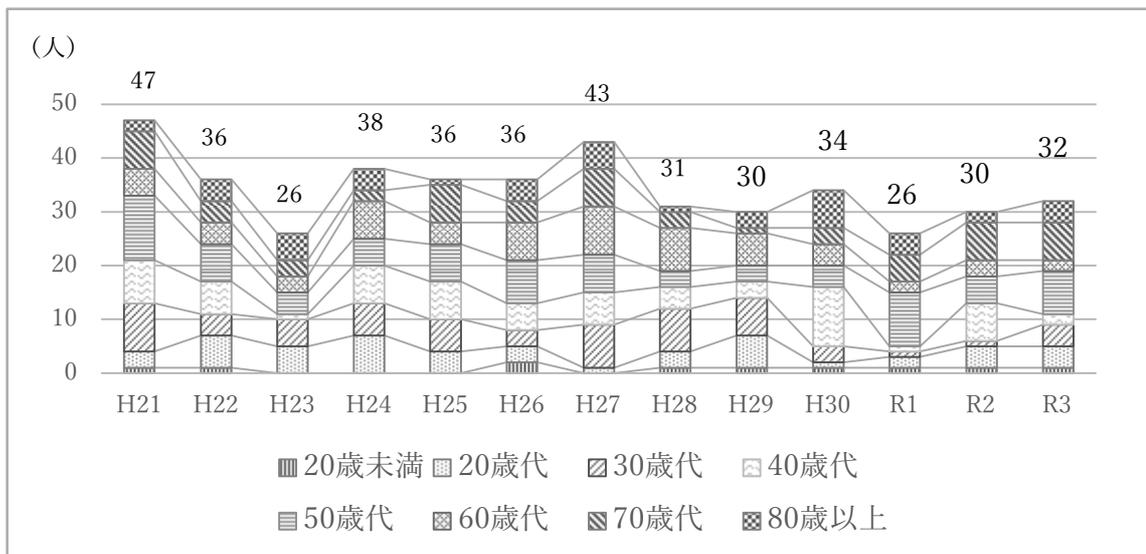


【出典】自殺統計

3. 年代別自死者数の推移

本市における年代別自死者数は、70歳代においては増加傾向にあります。

図2:年代別自死者数の推移(平成21年～令和3年)

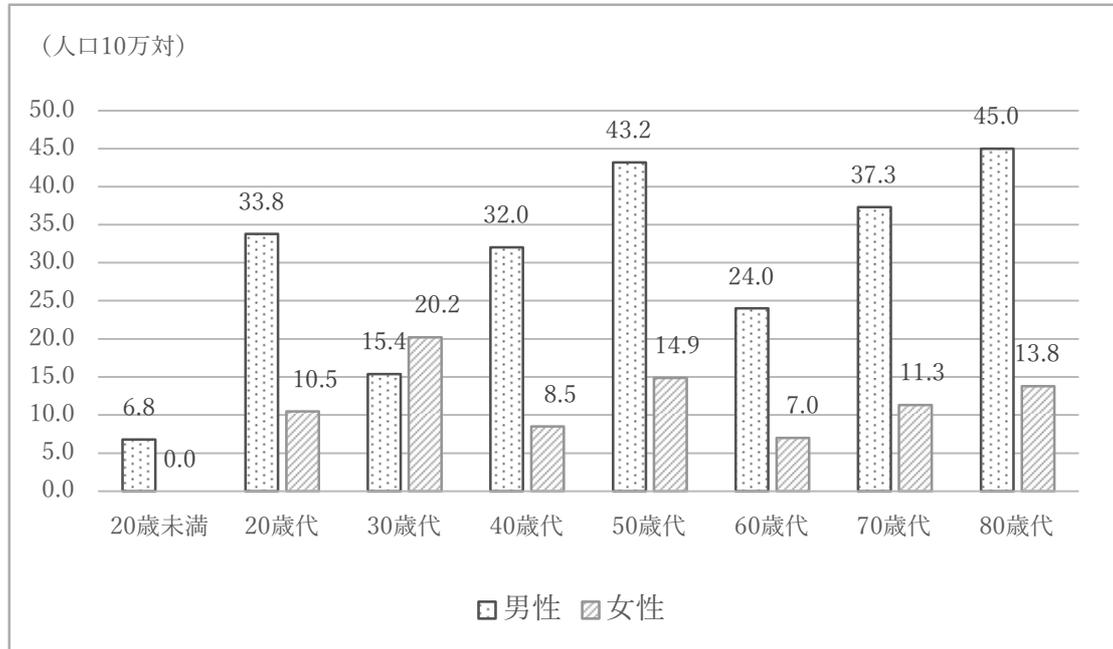


【出典】自殺統計

4. 年代別・性別の自死死亡率と自死者数

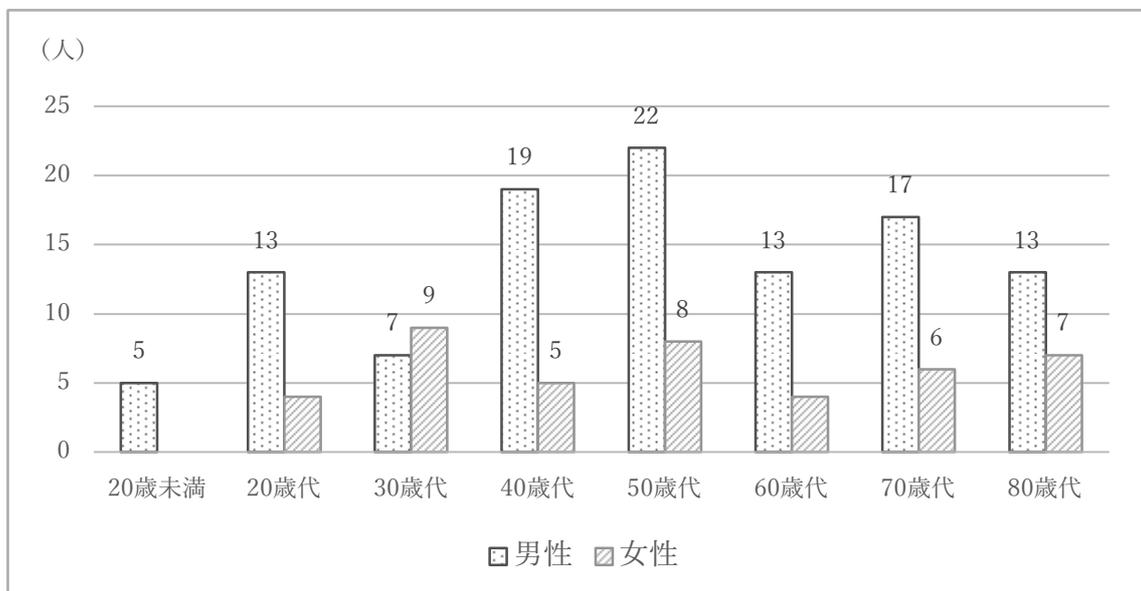
年代別・性別の自死では、40歳代以上において各年代における約7割が男性ですが、高齢になるにつれ女性の割合が高くなっています。

図3:年代別・性別の自死死亡率(平成29年～令和3年)



【出典】自殺統計

図4:年代別・性別の自死者数(平成29年～令和3年)



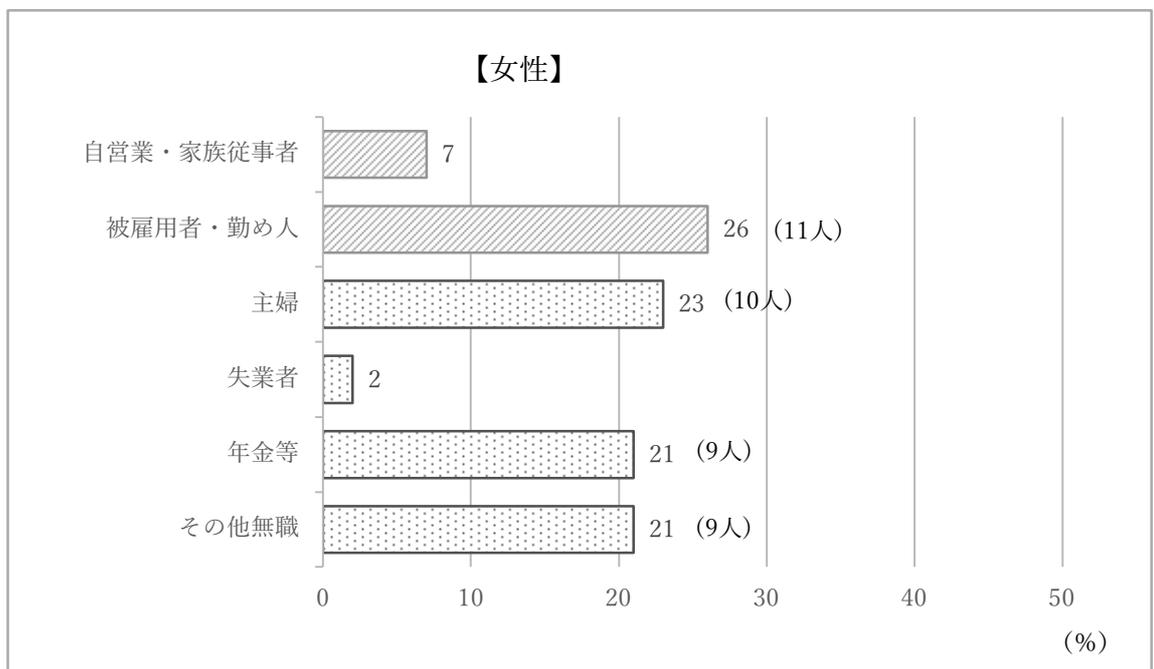
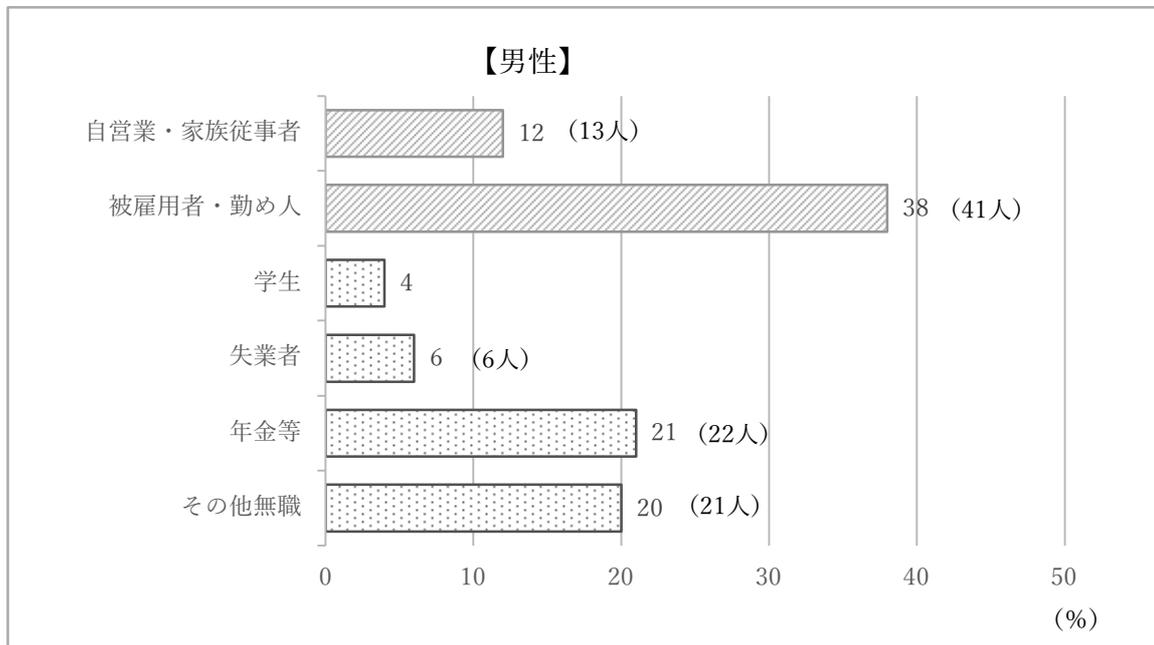
【出典】自殺統計

※5人以上を表記。

5. 男女それぞれにおける有職者と無職者の割合とその内訳

有職者と無職者の比率は、男性が50対50、女性が33対67となっています。

図5:有職者と無職者の自死者数内訳(平成29年～令和3年)



【出典】自殺統計

※有職者・・・「自営業・家族従事者」、「被雇用者・勤め人」

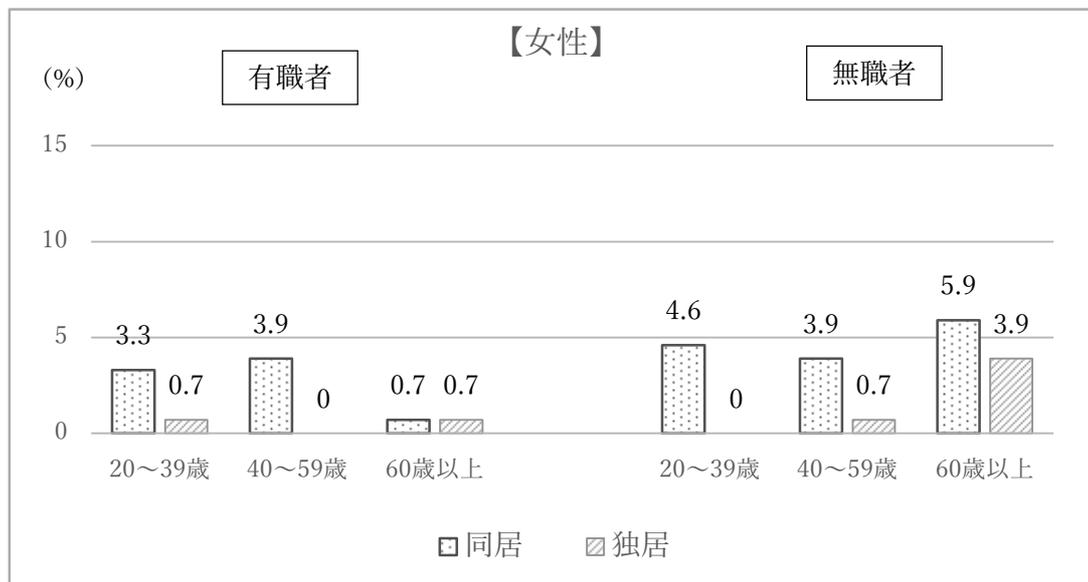
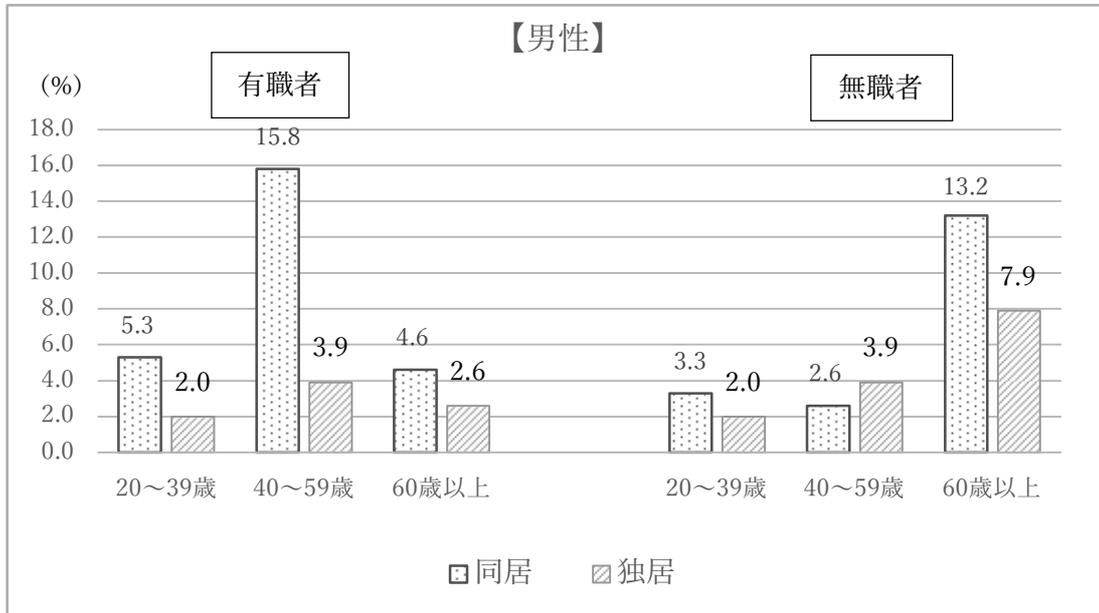
無職者・・・「学生」、「主婦」、「失業者」、「年金等」、「その他無職」

※5人以上を表記。

6. 職業の有無から見た同居人の有無別、性別、年齢階級別の自死死亡割合

自死死亡割合は、男女とも職業の有無に関係なく同居者有が高くなっています。また、40～59歳有職者の男性、60歳以上無職者の男女について自死死亡割合が高くなっています。

図6:職業有無別、同居人の有無別、年齢階級別自死死亡割合(平成29年～令和3年)

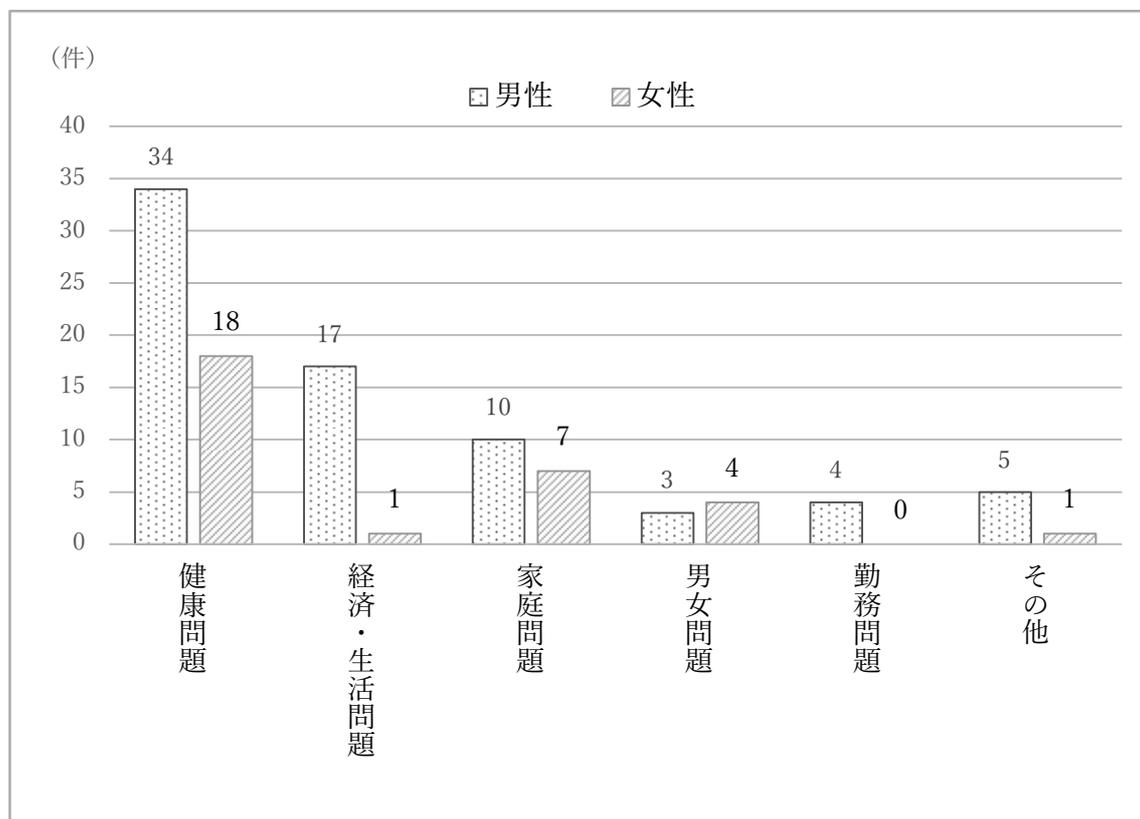


【出典】自殺統計

7. 原因・動機別の自死の状況

自死の原因・動機別件数では、男女とも「健康問題」が最も多く、次いで男性では「経済・生活問題」「家庭問題」、女性では「家庭問題」「男女問題」が多くなっています。

図7:性別自死原因・動機別件数(平成29年～令和3年)



【出典】自殺統計

※遺書などの自死を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自死者一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機別の和と自死者数とは一致しません。

※原因・動機が不詳は除いています。

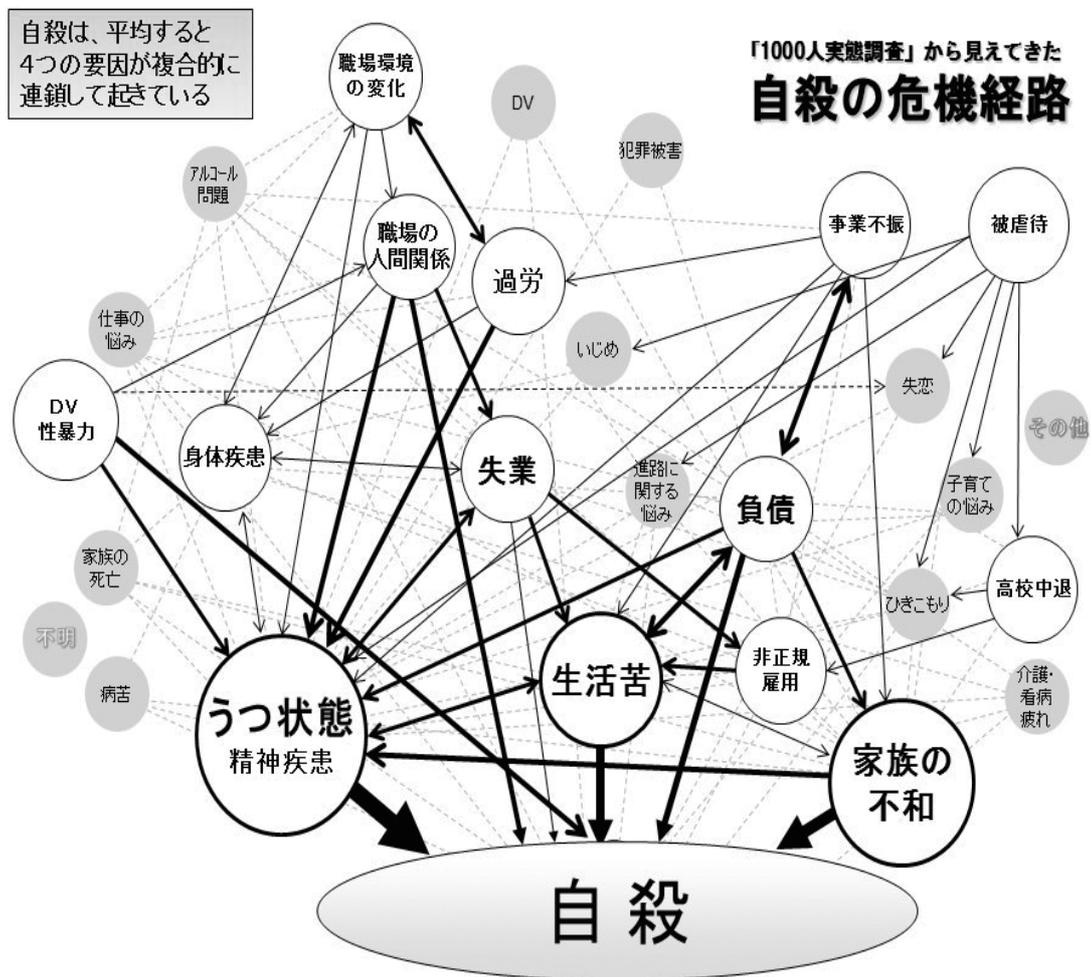
自死における原因や動機については、様々な要因が複合的に絡み合っているとされています。自死の原因を単独のものとして比較することは、自死の実態について誤解を生じかねず適当と言えません。

NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った「自殺実態1000人調査」では、「自殺の危機経路」を以下の図のように示しています。この図の中の○印の大きさは自死要因の発生頻度を表しており、大きいほど要因の頻度が高いことを示します。また、矢印の太さは各要因間の因果関係の強さを表しています。

この図からは、直接的な要因としては「うつ状態」が最も多いものの、その状態に至るまでには複数の要因が存在し、連鎖していることが分かります。

この調査では、自死に至るまでに「平均4つの要因」を抱えていることが明らかとなっています。

図8:自殺の危機経路



【出典】 自殺実態白書2013(NPO法人自殺対策支援センターライフリンク)

8. 支援が優先されるべき対象群

松阪市の自死者数2017年(平成29年)から2021年(令和3年)の合計152人(自殺統計)から、上位5区分を支援が優先されるべき対象群として抽出しました。背景にある主な自死の危機経路については、「自殺実態白書2013」(NPO法人自殺対策支援センターライフリンク)を参考に、自殺総合対策推進センターが作成したものを参考とします。

表1:主な自死の特徴

上位5区分	自死者数 5年計	割合	自死率 (人口10万対)	背景にある主な自死の危機 経路
【1】 40～59歳男性 有職・同居	24	15.8%	28.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗 →うつ状態→自死
【2】 60歳以上男性 無職・同居	20	13.2%	33.6	失業(退職)→生活苦+介護 の悩み(疲れ)+身体疾患→ 自死
【3】 60歳以上男性 無職・独居	12	7.9%	106.1	失業(退職)+死別・離別→う つ状態→将来生活への悲観 →自死
【4】 60歳以上女性 無職・同居	9	5.9%	9.4	身体疾患→病苦→うつ状態 →自死
【5】 20～39歳男性 有職・同居	8	5.3%	15.2	職場の人間関係/仕事の悩 み(ブラック企業)→パワハラ +過労→うつ状態→自死

【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

- ・国勢調査(総務省)、人口動態統計(厚生労働省)、人口推計(総務省)、自殺統計原票データ(自殺総合対策推進センター、厚生労働省自殺対策推進室にて特別集計)を使用し自殺の危機経路については、「自殺実態白書2013」(NPO法人自殺対策支援センターライフリンク)を参考に、自殺総合対策推進センターが作成しています。
- ・松阪市の自死者数はH29～R3合計152人(男性109人、女性43人)自殺統計(自殺日・居住地)です。

第3章 これまでの取組と評価

1. 全体目標

自殺対策基本法において示されているように、自死対策を通じて最終的にめざすべきは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そうした社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国は、2017年(平成29年)7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年(令和8年)までに、人口10万人当たりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という。)を2015年(平成27年)と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

そうした国の方針を踏まえつつ、松阪市自殺対策推進計画(2019年(平成31年)3月発行)において、本市の計画における当面のめざすべき目標値として、2015年(平成27年)の自死死亡率25.57(人数は43人)を、2026年(令和8年)までにおおむね30%程度、すなわち自死死亡率为15.75(人数は約26人)以下に減少させ自死者0をめざしています。

	2009年 (平成21年)	→	2015年 (平成27年)	→	2026年 (令和8年)
自殺死亡率	28.10(自殺者数47人)	→	25.57(43人)	→	15.75(26人)以下 ※自殺統計による

本市における自死死亡率は2015年(平成27年)の自死死亡率25.57(人数は43人)でしたが、2019年(令和元年)には自死死亡率15.80(人数は26人)まで減少しました。2021年(令和3年)には自死死亡率19.75(人数は32人)まで上昇しており、現在において目標を達成することができておりません。

2. 各取組における評価

【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化

新型コロナウイルス感染症拡大による社会状況の中、自殺対策連絡会議・人権施策審議会について、形式を見直しながら実施してまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症対策により「雇用・生活・こころと法律の合同相談会」を中止することもありましたが、可能な限り相談会を実施し、各関係機関と連携を強化してまいりました。

【基本施策2】 自死対策を支える人材の育成

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、職員の人権問題研修、メンタルパートナー研修について、目標どおり開催することができませんでした。

コロナウイルス感染対策について日常を取り戻しつつある中、研修等についても強化してまいります。

【基本施策3】 市民への啓発と周知

新型コロナウイルス感染症拡大もあり、目標としていた自死関連講演会については、2018年度（平成30年度）を最後に、開催を中止しております。

現在は、相談窓口の案内等、市民への周知をすすめる対策を中心に進めているところです。

【基本施策4】 生きることへの促進要因への支援

様々な問題を抱える市民への支援として、各課相談体制を整え、支援体制の充実を図ることができました。

【重点施策1】 高齢者の自死対策の推進

介護予防いきいきサポーター、高齢者安心見守り隊養成など、高齢者およびその家族に対する地域での支援体制の充実を図ることができました。

【重点施策2】 生活支援と自死対策の連動

生活支援者の生活の困りごとについて生活支援を行い、各関係機関と連携し、課題解決に向け各支援を進めてまいりました。

3. 進行管理

今後もこれまでの取組を継続して行うとともに、PDCAサイクルによって計画の進行管理を進めていきます。

計画の取組の進捗状況は「自殺対策連絡会議」において、毎年度、状況を適切に評価し、必要な対策を迅速に進めてまいります。

第4章 自死対策における取組

1. 基本方針

2022年(令和4年)10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では、以下の6つの「自殺総合対策の基本方針」に沿った計画づくりを行います。

自殺総合対策の基本方針(「自殺総合対策大綱」より抜粋)

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自死に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因(自死のリスク要因)」が上回ったときに、自死リスクが高まるとされています。

そのため自死対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自死リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自死防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自死に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自死の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果をさらに高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自死対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

(3)対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自死対策は、社会全体の自死リスクを低下させる方向で、自死のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自死に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自死の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自死発生の危険に介入する「危機対応」、それに自死や自死未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自死の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒などを対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされます。

(4)実践と啓発を両輪として推進

自死に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自死を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていきけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5)関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自死対策を通じて「誰も自死に追い込まれることのない社会」を実現するためには、松阪市だけでなく、国や他の市町、関係団体、民間団体、企業、地域、NPO、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自死対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

「誰も自死に追い込まれることのない松阪市」の実現に向けては、松阪市で暮らす市民一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていく必要があります。

(6)自死者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自死対策に関わる者は、このことを改めて認識して自死対策に取り組む必要があります。

2. 施策の体系

本市の自死対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全ての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と松阪市の自死の実態を踏まえてまとめた「重点施策」で構成されています。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自死対策を支える人材の育成」など、地域で自死対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」といった段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い内容となっています。

また、重点施策は本市における自死者のハイリスク層である高齢者への取組と、自死のリスク要因となっている生活困窮者支援への取組です。

このように施策の体系を定めることで、本市は自死対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

なお、新たに実施する事業については担当課名のうしろに＊マークを記載しております。

3. 4つの基本施策

基本施策とは、地域で自死対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組であり、4つの基本施策それぞれを強力に、かつこれらを連動させて総合的に推進することで、本市における自死対策の基盤を強化します。

4つの基本施策

- ・地域におけるネットワークの強化
- ・自死対策を支える人材の育成
- ・市民への啓発と周知
- ・生きることの促進要因への支援

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

本市の自死対策を推進する上で基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。これには、自死対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等と自死対策との連携の強化も含まれます。特に、自死の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。



(1)地域におけるネットワークの強化

《 庁内関係課との連携 》

事業内容	担当課
自殺対策連絡会議を庁内の自死対策関係課から組織し、関係各課の緊密な連携と協力のもと、組織横断的に自死対策を推進し、必要に応じて随時会議を開催します。	人権・多様性社会課

《 人権施策審議会との連携 》

事業内容	担当課
人権施策行動計画の審議において、自死対策計画の円滑な実施を推進します。	人権・多様性社会課

《 自死対策合同相談会における連携 》

事業内容	担当課
9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に合わせ、自殺対策連絡会議メンバー及び、ワーキンググループメンバーが、松阪保健所、公共職業安定所、司法書士、人権擁護委員会、地域包括支援センター、障がい児・者総合相談センター「マーベル」、若者就業サポートステーション、生活相談支援センター等と連携し、「雇用・生活・こころと法律の合同相談会」を開催します。	自殺対策連絡会議関係各課

※自殺対策連絡会議関係各課とは

職員課、地域安全対策課、人権・多様性社会課、健康福祉総務課、地域福祉課、障がい福祉課、保護課、高齢者支援課、介護保険課、健康づくり課、こども支援課、商工政策課、学校支援課、子ども支援研究センターの14課で構成する組織。

《相談業務担当職員及び関係機関従事者との連携》

事業内容	担当課
様々な分野における支援策の連動・連携を円滑に行うため、相談担当職員がともに学ぶ研修会を開催します。	自殺対策連絡会議関係各課

《各地域における連携》

事業内容	担当課
福祉まるごと相談室は地域の身近な相談先として、日頃の暮らしの中で悩んでいること、誰に相談したらよいかわからないことなどの健康と福祉に関する相談に応じます。	健康福祉総務課*
地域包括支援センター等と連携を強化し、独居高齢者、認知症、心の病気等問題や悩みを抱える高齢者の把握に努め適切な支援へとつなげます。	高齢者支援課
住民自治協議会や公民館、地域の関係機関・団体において、地域の資源やコミュニティを生かした健康づくり活動ができるよう支援を行います。	健康づくり課
教職員、相談員、スクールカウンセラー、警察官等の関係者が、児童生徒の情報を共有し、子どもや保護者に寄り添い、心のケアを行う中で、継続的な支援を図ります。	学校支援課

《産科等関係医療機関との連携》

事業内容	担当課
産後うつや育児不安を抱える家庭への支援を産科等関係医療機関と連携を図りながら、相談や継続的な支援を行い、ネットワークの強化を図ります。	健康づくり課

《関係機関との連携》

事業内容	担当課
妊娠期から、出産、子育て期を通じて、伴走型相談支援事業の面談等実施し、委託先の松阪こどもNPOセンターや、助産師会等の関係機関と連携し、きめ細やかな途切れない継続的な相談支援を行います。	健康づくり課

《県との連携》

事業内容	担当課
三重県、松阪保健所、三重県こころの健康センター(自殺対策推進センター)から必要な助言や指導を受け、情報共有し連携を図ります。	自殺対策連絡会議関係各課

《みえ犯罪被害者総合支援センターとの連携》

事業内容	担当課
犯罪被害により、日常生活が困難となった犯罪被害者やその家族等を対象として、犯罪被害者等日常生活支援事業(配食サービス助成、居宅特殊清掃助成、家事援助助成、一時保育助成、転居助成、家賃助成)を実施します。また、みえ犯罪被害者総合支援センターとも連携しながら、犯罪被害者等の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。	地域安全対策課

《自死遺族支援団体との連携》

事業内容	担当課
自死遺族の方の相談があった場合、自死遺族支援団体につなぐ等、自死遺族支援団体と情報共有し、連携を図ります。	人権・多様性社会課

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

《生活困窮者自立支援事業との連携強化》

事業内容	担当課
相談窓口として生活相談支援センターが経済的困窮・社会的孤立等の相談に応じ、関係窓口との連携を図ります。	地域福祉課

【目標値】

項目	数値	考え方	担当課
自殺対策連絡会議	年2回以上	継続実施	人権・多様性社会課
人権施策審議会	年1回以上	継続実施	人権・多様性社会課

【基本施策2】自死対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを支える優れた人材がいてこそ機能します。そのため自死対策を支える人材の育成も、本市の自死対策を推進する上で基礎となる取組として推進していきます。身近な地域で支え手となる市民を増やし、様々な分野の専門家や関係者に自死対策の視点を持ってもらうための研修等も強化していきます。



(1) 関係窓口職員及び市民に対する研修

《メンタルパートナー研修の実施》

事業内容	担当課
身近な家族、友人、地域、職場等で悩んでいる人を相談窓口へつないでいただくことで、自死予防を図ることを目的としたメンタルパートナー研修を関係窓口職員及び市民向けに実施し、見守りやネットワークの強化を図り、すそ野を広げることに努めます。	人権・多様性社会課

※メンタルパートナー研修とは

<主な講座内容>

- ・自死の現状の周知
- ・自死のサイン、うつ病についての説明、具体的アプローチ方法等の説明
- ・つなぎ先の周知(相談窓口一覧表等の配布)

受講後は、家族、友人、地域、職場等の身近な人の変化に「気づき」「声をかけ」「話を聴き」「相談窓口等へつなぎ」「見守る」といったメンタルパートナー(ゲートキーパーとも言います)としての役割を担っていただくことを目的とした講座です。

(2) 様々な職種を対象とする研修

《職員及び職能団体、一般市民向け講座の実施》

事業内容	担当課
市職員、障害福祉サービス事業所職員、介護サービス事業所職員、企業等の従業員、職能団体、一般市民等に向けた自死対策に関する講座等を実施します。	人権・多様性社会課

《乳児家庭訪問員研修の実施》

事業内容	担当課
訪問の場において産後うつなど、母親が抱えている様々な問題を把握し、育児支援ができるよう乳児家庭訪問員研修を実施します。	健康づくり課

《管理職・職員対象の人権問題研修等の実施》

事業内容	担当課
早期発見の役割を担う市役所窓口等の人材育成及び全庁的な連携を図るため、管理職を含め、全職員を対象とした人権問題研修等において、自死対策に関する研修を実施します。	職員課

《保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員、地域等の研修及び出前講座の実施》

事業内容	担当課
保育園、幼稚園、小学校、中学校、民生委員・児童委員、地域等の研修及び出前講座にて児童虐待についての講座を実施します。	こども支援課

(3)学校教育に関わる人への研修

《生徒指導関連の研修・会議等の実施》

事業内容	担当課
生徒指導関連の研修・会議等で、自死対策に関する現状や取組等の情報共有を図り、自死対策の取組を推進する人材の育成に努めます。	学校支援課

【目標値】

項目	数値	考え方	担当課
職員の人権問題研修の理解度	90%	アンケートに「理解できた」「よく理解できた」と回答した割合	職員課
人材養成研修の受講者数	350人以上	1年間の人材養成研修受講人数	人権・多様性社会課

【基本施策3】市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、適切な支援につながるできません。そのため、行政としての市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、また研修会等を開催することで市民が自死対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。



(1)リーフレット・啓発グッズ等の作成と周知

《相談窓口一覧表の配布》

事業内容	担当課
こころの健康や借金問題、家庭や学校などの悩みについて松阪市の相談窓口を一覧表にし、街頭啓発、パネル展、合同相談会時に配布と設置を行い、相談窓口の周知を図ります。	自殺対策連絡会議関係各課

《時間外に相談できる窓口一覧表の配布》

事業内容	担当課
時間外に相談できる窓口を一覧表にし、各課窓口を設置するとともに、街頭啓発、パネル展、合同相談会時に配布と設置を行い、相談窓口の周知を図ります。	地域福祉課

《外国語に翻訳した相談窓口一覧表の配布》

事業内容	担当課
松阪市の相談窓口について翻訳した一覧表を作成、窓口等への設置と共に相談窓口に通訳を配置していることを周知する。また、街頭啓発、パネル展、合同相談会時に配布と設置を行い、多言語化への対応を図ります。	人権・多様性社会課

《街頭啓発、パネル展、懸垂幕等の掲示》

事業内容	担当課
自殺予防週間及び自殺対策強化月間の周知のため、街頭啓発の実施、市役所庁舎や公共施設等でパネル展や懸垂幕・のぼり旗等を掲示します。	自殺対策連絡会議関係各課

《合同相談会等ポスターの掲示》

事業内容	担当課
市内公共施設、医療機関、及び商業施設等において掲示します。	人権・多様性社会課

《市内企業等に対する周知・啓発》

事業内容	担当課
市内企業等に対し、勤務問題に関する周知・啓発を実施するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図るなど、働きやすい職場づくりを推進します。	商工政策課

《自死遺族支援に関する周知》

事業内容	担当課
自死遺族支援に関するリーフレット等を街頭啓発、パネル展、合同相談会時に配布と設置を行い、自死遺族サポート支援の周知を図ります。	自殺対策連絡会議関係各課

(2)市民向け研修会・イベント等の開催

《自死関連研修会等の実施》

事業内容	担当課
自死の現状と取組の普及、正しい情報発信のため、自死に関する正しい知識を普及します。	自殺対策連絡会議関係各課
職員、教職員、団体、事業所、市民等に向けた自死対策に関連する小規模な研修会を開催し、自死に関する正しい知識を普及します。	自殺対策連絡会議関係各課

《健康教育の実施》

事業内容	担当課
市民の心身の健康づくりを推進するための、うつやこころの健康、ストレスへの対処、睡眠等について健康教育を実施します。アルコール関連問題啓発週間にアルコールに関する関心と理解を深めるためアルコール摂取に関する正しい知識の啓発を行います。	健康づくり課

(3)メディアを活用した啓発活動

《広報紙、ホームページ等への掲載》

事業内容	担当課
市の広報紙「広報まつさか」及び市ホームページ等に、市民相談等の相談窓口を毎月掲載し、自殺対策強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)に合わせて、自殺対策関連の情報を掲載することにより、市民への施策の周知と理解の促進を図ります。	人権・多様性社会課
市の広報紙「広報まつさか」及び市ホームページ等に、アルコール関連問題啓発週間(11月)に合わせて、アルコール摂取に関する正しい知識を普及します。	健康づくり課

《報道機関への情報提供》

事業内容	担当課
自殺予防週間、自殺対策強化月間における街頭啓発、パネル展等の情報を報道機関に提供します。	人権・多様性社会課

《公共掲示板、ケーブルテレビ等の活用》

事業内容	担当課
公共掲示板・ケーブルテレビ等を活用して啓発を図ります。	人権・多様性社会課

(4)地域や家庭と連携した啓発活動

《PTAや地域の関係団体と連携した啓発活動》

事業内容	担当課
社会全体で児童生徒をきめ細かく見守り、生活行動の変化に気づくことができるようPTAや中学校区にある人権教育推進協議会(保護者、地域住民、教職員、民生委員・児童委員等で構成)と連携した啓発活動に努めます。	学校支援課

≪中学校区講演会等での啓発≫

事業内容	担当課
中学校区講演会等の際に、啓発パンフレットを配布します。	学校支援課

≪児童生徒への啓発≫

事業内容	担当課
児童生徒が相談できる相談窓口のチラシ等を、児童生徒向けに配付します。	学校支援課

【目標値】

項目	数値	考え方	担当課
リーフレット等の作成・配布	6,000枚	相談窓口カード 自死予防啓発リーフレット	自殺対策連絡会議関係各課

【基本施策4】生きることの促進要因への支援

自死対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自死リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本市においても自死対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進していきます。



(1) 自死リスクを抱える可能性のある人への支援

《様々な問題を抱える市民への支援》

事業内容	担当課
生活相談支援センター職員等により相談活動や見守り活動を通じて、様々な課題を抱えた対象者の早期発見と対応に努め、関係機関との連携を行います。	地域福祉課

《悩みを抱える児童生徒や保護者への支援》

事業内容	担当課
悩みのある児童生徒や保護者については、学校や家庭と連携し、ハートケア相談員及びスクールカウンセラーや、相談窓口の紹介、支援の提供等を実施します。	学校支援課 子ども支援研究センター

《様々な課題のある児童生徒への支援》

事業内容	担当課
様々な課題のある児童生徒に対し、関係機関等とのネットワークを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけるなどして課題解決への対応に努めます。	学校支援課 子ども支援研究センター

《児童虐待及び児童に関わる相談への支援》

事業内容	担当課
児童虐待及び児童に関わる相談に迅速かつ適切に対応するため、関係機関との連携を密にし、児童虐待の予防や早期発見、早期対応に努めるとともに、途切れのない支援に取り組みます。	こども支援課

《DV被害者への支援》

事業内容	担当課
DV被害者の保護及び自立支援等のため、関係機関との連携を密にし、迅速かつ適切な対応を行います。	こども支援課

《悩みを抱える障がい者への支援》

事業内容	担当課
障がい者の相談は障がい福祉課、障がい児・者総合相談センター「マーベル」で対応し、必要な場合は関係機関と連携して支援を行います。	障がい福祉課

《被虐待高齢者への支援》

事業内容	担当課
緊急時には、被虐待高齢者等を養護老人ホーム等で一時的に保護します。	高齢者支援課

《認知症が疑われる人やそのご家族への支援》

事業内容	担当課
認知症初期集中支援チーム等が、認知症の疑いのある方やそのご家族に早い段階で介入し、それぞれの状態に応じた適切な対応につなげることを目的に支援を行います。	高齢者支援課

《妊娠・出産や育児に関する悩みを抱える方への支援》

事業内容	担当課
妊娠・出産や育児に関する不安を軽減し、安心して子育てができるよう、全ての妊婦に対する妊娠届出時アンケートの活用等により、妊娠中からの支援につなげます。また、妊産婦教室、両親学級、伴走型相談支援事業、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康相談、子育て教室、電話相談等を実施します。	健康づくり課

《女性特有の悩みを抱える方への支援》

事業内容	担当課
ライフサイクルごとに生じる身体の変化や健康管理について、女性の健康週間などの機会に啓発や講演会、個別の相談を行います。	健康づくり課*

《勤務問題に関する悩みやトラブルを抱える方への支援》

事業内容	担当課
労働者が心身ともに健康で働き続けることができるよう、働き方改革の推進による長時間労働の解消、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、各種ハラスメントの防止等について、三重労働局や三重県等の関係機関と連携して啓発に取り組むとともに、広報紙等に相談窓口を掲載し、相談を受け付けた場合には、より専門的な相談窓口につなげる等の支援に取り組みます。	商工政策課

《ひきこもりの問題を抱える当事者や家族への支援》

事業内容	担当課
ひきこもり状態にある当事者や家族に対し、来所や電話だけでなく、メールやLINEなどのSNSを活用した幅広い相談方法により、思いに寄り添いながら必要な支援を行います。	健康福祉総務課*

《悩みを抱える外国籍住民の方への支援》

事業内容	担当課
翻訳した松阪市の相談窓口一覧表を作成し情報を提供するとともに、通訳を通じた相談対応等、多言語化に取り組めます。	人権・多様性社会課

(2)居場所づくり

《妊娠期から子育て期にわたる世代の居場所》

事業内容	担当課
健康センターはるると嬉野保健センターは「子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談に応じ、途切れない支援を行います。 また、健康センターはるるにおいて土曜日開催の「はるる遊ぼうDAY」等の事業を行います。	健康づくり課

《幼児・児童生徒および保護者の居場所》

事業内容	担当課
子ども支援研究センターにおいて、子どもたちの健やかな成長を願い、幼児・児童生徒およびその保護者を対象とした教育相談を実施します。	子ども支援研究センター

《成人を対象とした居場所》

事業内容	担当課
成人を対象に心身の健康づくりを推進するための健康教育・健康相談を地域において実施します。 また、健康センターはるるにおいて、はるる元気朝体操や、はるる健康セミナー、はるる健康ウォーキング等実施します。	健康づくり課
各公民館で勤労者が参加しやすい様々な講座を開催することで、生涯学習の推進と社会参加を促進します。	生涯学習課*

《介護者を対象とした居場所》

事業内容	担当課
認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、分かち合い、気軽に交流し、相談できる「認知症カフェ」や「介護者カフェ」などを広げ、支援者の精神的負担を軽減します。	高齢者支援課

《ひきこもりの問題を抱える当事者の居場所》

事業内容	担当課
「一歩踏み出してみよう」と思った方の「話せる」「交流できる」「体験できる」場として、ひきこもり当事者の居場所づくりを推進します。	健康福祉総務課*

《ひきこもりの問題を抱える家族の居場所》

事業内容	担当課
ひきこもり当事者を支える家族を対象に「家族のつどい」を開催し、同じような悩みを持つご家族が集まり、体験や近況を語り合い、情報交換などを行います。	健康福祉総務課*

(3) 支援者への支援

《介護者や家族等支援者への支援》

事業内容	担当課
地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等と連携し、介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。	介護保険課 高齢者支援課

《介護家族等の支援者への支援》

事業内容	担当課
介護者カフェや介護相談会、介護教室を通じて介護家族等支援者への支援強化を図ります。	高齢者支援課

《児童生徒の保護者等支援者への支援》

事業内容	担当課
保護者に対する相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。	学校支援課 子ども支援研究センター

【目標値】

項目	数値	考え方	担当課
児童・高齢者・障がい者虐待件数	0件	1年間の件数	こども支援課 高齢者支援課 障がい福祉課
地域包括支援センターにおける総合相談支援	4,700件	1年間の相談件数	高齢者支援課
家族支援の機会提供(家庭介護教室、家庭介護者の集い・カフェ等)	20回	1年間の機会提供回数	高齢者支援課
認知症サポーター養成講座	1,200人	1年間の延べ受講者数	高齢者支援課
幼児・児童生徒および保護者等に対する児童相談	268日	1年間の教育相談実施日	学校支援課 子ども支援研究センター

4. 2つの重点施策

本市においては、2017年(平成29年)から2021年(令和3年)の5年間で、152人が自死で亡くなっており、うち70歳以上が43人(およそ4人に1人の割合)となっています。

また、18人が「経済・生活問題」を原因・動機として自死で亡くなっています。

「松阪市自殺実態プロファイル(自殺総合対策推進センター作成)」においても「高齢者」「生活困窮」に関わる自死に対する取組が課題とされており、これらを本市における重点施策として引き続き位置付けることとし、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、全庁一体的な取組として対策を推進していきます。

2つの重点施策

- ・高齢者の自死対策の推進
- ・生活支援と自死対策の連動

【重点施策1】高齢者の自死対策の推進

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み結果的に高齢者の自死リスクは急速に高まることがあります。そのため、自死リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また、今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化する中で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう「8050(ハチマル・ゴウマル)問題」のように、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

そこで、本市は、高齢者支援に関する情報を高齢者本人や支援者に対して積極的に発信し、高齢者を支える家族や介護者等への支援(支援者への支援)を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまちづくりを推進していきます。



【方策1】高齢者向けの支援に関する啓発の推進

高齢者や支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関の存在を伝える取組を進めます。

《高齢者向け相談先情報等の啓発リーフレットの配布》

高齢者福祉サービスや、相談窓口の情報等を掲載した冊子を作成し、情報の周知を図ります。	高齢者支援課
高齢者が抱え込みがちな、様々な悩みや問題に対応する相談先が掲載されたリーフレット等の資料を、当事者やその家族、または関係職員に配布します。	高齢者支援課
高齢者に増加している認知症についての正しい知識と相談先等を掲載した「認知症ハンドブック」を配布し情報の周知を図ります。	高齢者支援課

【方策2】高齢者や介護者との接点を活かした見守りをつなぎ

あらゆる事業を通じた高齢者との関わりのなかで、必要に応じて相談等の対応・支援を行います。

《既存の研修枠の活用》

事業内容	担当課
認知症サポーターを対象とした研修会において、高齢者の自死実態とその対策等について情報提供することにより支えられる高齢者のみでなく、支える側への支援に関する理解促進と啓発周知を図ります。	高齢者支援課
介護予防の出前講座を行い、うつになりやすい高齢者の特徴等の理解促進と、日常生活の中で実践できる予防の取組を啓発し、お互いの気づき、見守りに活かします。	高齢者支援課

《関係機関との連携》

事業内容	担当課
高齢者が抱え込みがちな問題や自死のリスクを知るとともに、支援が必要な高齢者には他機関へつなぐ等の対応方法を理解・実践してもらえるよう、関係機関との連携を図ります。	高齢者支援課
一人暮らし高齢者等への声かけや見守り活動・生活支援サービスを行う登録ボランティアに対し、高齢者の特性や生活課題に関する研修等を行うことで、適切な支援につなげます。	高齢者支援課

《高齢者を見守り・支える仕組みづくり》

事業内容	担当課
地域における市民同士のつながりの強化を図ることにより地域で高齢者を支える仕組みを整えます。	高齢者支援課
一人暮らし高齢者等に対する配食サービスの提供機会を活かし、高齢者の見守りや状態把握に努めるとともに、問題の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。	高齢者支援課
緊急通報システムを利用している一人暮らし高齢者等の安否確認等を通じて、問題の早期発見や他機関との連携等を図ります。	高齢者支援課
75歳到達高齢者を対象とした地域包括支援センター職員の家庭訪問やその他の訪問を通じ、支援の必要な高齢者の早期発見と対応に努めます。	高齢者支援課
協力事業者と松阪市で協力協定を締結し、地域に居住する高齢者に対する見守り活動の充実を図ります。	高齢者支援課
地域包括支援センターで総合相談に対応し、自死リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。	高齢者支援課

【方策3】高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

地域における集いの場や健康づくり・介護予防のイベント等を通じて、高齢者が地域とつながれる機会を増やすなどして、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

高齢者が他者とつながることで、安心と充足を感じながら過ごすとともに、心身の健康の保持、増進につながるような場の開設補助や運営の支援を行います。

さらに、高齢者自身がこうした居場所活動の運営の担い手となり、高齢者の活躍の場を増やすことによって、生きがいの獲得にもつながります。

また、講座や教室への参加や他の受講生との交流等を通じて、高齢者の生きがいや社会の中の役割の創出につなげます。

≪地域コミュニティにおける高齢者向けの「集いの場」の推進≫

事業内容	担当課
住民自身が主体となって通い集える場の開設や交流会の開催等を通じて、高齢者に対し、他者との交流機会や日中の居場所となる場を提供します。	高齢者支援課
住民自治協議会や公民館、地域の関係機関・団体において、地域の資源やコミュニティを生かした健康づくり活動ができるよう支援を行います。	健康づくり課

≪地域コミュニティにおける高齢者向けの「集いの場」の推進≫

青少年が地域の高齢者に関心を持つとともに、様々な交流を通じた高齢者の生きがいづくりをめざして、地域における世代間のふれあい交流の促進を図ります。	学校支援課
--	-------

≪高齢者向け各種講座や教室等の開催を通じた高齢者の社会参加の促進≫

事業内容	担当課
高齢者が自主的に運営・活動する団体を応援する「お元気応援ポイント事業」を通じて、高齢者の社会参加や健康、生きがいづくりの促進を図ります。	高齢者支援課
高齢者を含め、成人を対象に心身の健康づくりを推進するための健康教育・健康相談を地域において実施します。また、「はるる健康づくりポイントカード」で体操や教室参加が日々の生活のなかで継続性のある取り組みになるように支援します。	健康づくり課

【方策4】高齢者を支援する家族等への支援の提供

家族の介護疲れによる心中などを予防するためにも、高齢者本人への支援だけでなく、高齢者を支える人(家族等)への支援、すなわち「支援者への支援」も推進します。

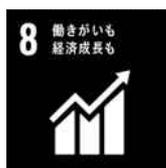
《高齢者を支援する家族等への支援》

事業内容	担当課
認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に認知症初期集中支援チーム等が早期に関わり、早期診断・対応に向けた支援を行います。	高齢者支援課
認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、分かち合い、気軽に交流し、相談できる「認知症カフェ」や「介護者カフェ」などを広げ、支援者の精神的負担を軽減します。	高齢者支援課
介護の不安や負担を軽減する介護サービスや相談窓口について周知を図り、地域包括支援センターや介護サービス事業者等と連携し、高齢者本人と支援者の状況に応じた対応に取り組みます。	介護保険課 高齢者支援課

【重点施策2】生活支援と自死対策の連動

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自死のリスクを高める要因になりかねません。

本市では、福祉事務所と松阪保健所等による多分野の相談機関同士の連携等、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化を行います。あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていないなど、自死リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化と、多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備にも取り組めます。



【方策1】生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取組と自死対策との連携を強化して自死のハイリスク者(潜在的なハイリスク者も含めて)に対する「生きることの包括的な支援」を充実させます。

《生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化》

事業内容	担当課
生活困窮者自立支援相談窓口において、生活に困っている相談者に対して、その人の状況をよく聴取したうえで、相談者に寄り添いながら、就労支援、家計改善支援、就労準備支援、学習支援などの生活困窮者自立支援制度による支援だけでなく、庁内連携や、松阪保健所など関係機関との連携により「生きることへの包括的な支援」を強化します。	地域福祉課
生活保護制度による支援及び、精神疾患の方等への対応など、支援対象者が抱えているリスクに応じて松阪保健所等の関係機関と連携しながら「包括的な支援」を行います。	保護課 障がい福祉課
就労の広場(ハローワーク)と連携し、就労を希望する生活困窮者等に対して支援を行います。	地域福祉課
ホームレスの人に対し、関係各課や関係機関と巡回調査等を行い、必要に応じて、生活保護の相談及び申請、救護施設への入所及び健康診断の受診指導等のアウトリーチにつなげます。	保護課

※生活困窮者とは

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなるおそれのある者。(生活困窮者自立支援法第3条より)

【方策2】必要な支援を得られていないなど、自死リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化

生活困窮に陥っている人の中には、制度や支援の対象から漏れていることで、誰にも相談できないまま自死のリスクを抱え込んでしまう人が少なくないことを踏まえて、支援を必要としている人へのアウトリーチを強化します。あわせて、自死のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階で必要な支援へと積極的につなぐための取組を推進します。

《様々な方に対する支援・つなぎの強化》

事業内容	担当課
多重債務を抱えている人の中には、病気や事業不振、離婚など深刻な問題を複数抱えた自死のハイリスク者が少なくありません。多重債務相談を強化するとともに、当該窓口から自死相談窓口へ迅速かつ適切につなぐことなどを通して、多重債務者に対する支援を強化します。	商工政策課
ひとり親家庭などについて、児童扶養手当の現況届の通知等の機会をとらえ、支援につながるきっかけ作りを行います。	こども支援課
母子健康手帳の交付の機会をとらえ、孤立し、経済的に困っている妊婦に対し、関係機関の連携を図りながら支援を行います。	健康づくり課

参 考 资 料

自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

松阪市自殺対策計画策定委員会設置要綱

平成30年 5月 1日

松阪市告示第195号

(設置)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づく松阪市自殺対策計画を策定することを目的として、松阪市自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 専門的な知見又は学識経験を有する者
 - (2) 公共的団体等を代表する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。
- 3 委員会に委員長を置く。なお、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長代理を置く。

(運営)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 委員長代理は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、職務を代理するものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年松阪市条例第53号)の定めるところにより支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境生活部人権・多様性社会課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第120号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

松阪市自殺対策計画策定委員名簿

氏名	所属等
佐原 克学	松阪地区医師会
酒井 由美	松阪市人権施策審議会 子育て応援プロジェクト☆パイン
奥田 久美	松阪市第四地域包括支援センター
齋木 喜明	松阪市民生児童委員協議会連合会
樋上 和志	松阪市社会福祉協議会

(敬称略)

松阪市自殺対策連絡会議関係課一覧

部局名	課名
総務部	職員課
環境生活部	地域安全対策課
環境生活部	人権・多様性社会課
健康福祉部	健康福祉総務課
健康福祉部	地域福祉課
健康福祉部	障がい福祉課
健康福祉部	保護課
健康福祉部	高齢者支援課
健康福祉部	介護保険課
健康福祉部	健康づくり課
健康福祉部こども局	こども支援課
産業文化部	商工政策課
教育委員会事務局	学校支援課
教育委員会事務局	子ども支援研究センター

この推進計画は、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。